

意 見 書 の 要 旨

資料 3

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定及び東京都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案を令和7年12月1日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、1通（1名）の意見書の提出がありました。その意見書の要旨は次のとおりです。

名 称	意 見 書 の 要 旨	文 京 区 の 見 解
東京都市計画 第一種市街地 再開発事業	(1) 後楽二丁目地区に係る都市計画案の説明会に関する意見書 資料4（スライドNo.11）周辺環境への影響〔風環境評価結果〕について 何時ごろ、どのようにして（測定方法）、どの機関が風力の測定をしたのかお記し願いたい。現気候変動に沿った測定をしているのか疑問である。 理由 西地区の再開発時も同じような図面を見せられ、然程心配しなくてよいとのディベロッパーからの説明があった。が、後楽二丁目6-1に建設された高層ビル一階のまいばすけっと前から住居入り口辺り（正面玄関前）の風がある時の風速は凄まじいものがあり、80代の高齢者が何人も風に煽られ転倒している。近年の気候変動による突風と同等の風が吹き抜ける時があると思われ、危険極まりない時がある。 今回の南地区再開発では、極力歩行者が風力の悪影響を受けないような研究を重ね、広場など穏やかに通行出来るような設計に努めて欲しい。	(1) 再開発準備組合は、都の環境影響評価条例に基づき、今回の開発に伴う風環境等について、風洞実験を用いた調査、予測を実施しており、植栽等による防風対策を講じることなどにより、住宅地相当及び低中層市街地相当の風環境を確保するなど、周辺市街地への影響に配慮した計画としています。 なお、同条例では、事後調査を実施するよう定められているため、再開発準備組合は、風環境について工事の完了後に事後調査を行い、測定結果等を踏まえ、必要な対応を行うこととしています。
東京都市計画 高度地区		